

28 環総政第 492 号

平成 28 年 8 月 10 日

意見書

「JFE 扇島火力発電所更新計画」に係る環境影響評価準備書に関する環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 87 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、氏名及び所在地
名 称：JFE スチール株式会社
代表者：代表取締役社長 柿木 厚司
所在地：東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
- 対象事業の名称
名 称：JFE 扇島火力発電所更新計画
- 対象事業の所在地
所在地：神奈川県川崎市川崎区扇島 1 番地 1

第2 意見

1 総括的事項

本計画は、神奈川県の臨海部に位置するJFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）内のJFE扇島火力発電所において、老朽化したボイラ焚汽力発電方式の1号機をガスタービンコンバインドサイクル発電方式の新1号機に更新するもので、エネルギー利用の高効率化を図るとともに、窒素酸化物などの大気汚染物質の排出量を低減させる計画としているが、環境の保全の見地から意見を有する者や関係区長からは、周辺環境への影響をより一層低減することが望まれている。

このようなことから、事業の実施に当たっては、新1号機のみならず、発電所全体で環境への影響の低減に努めることが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するとともに、一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

2 項目別事項

【大気質】

大気質の環境保全措置として、低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置の採用により窒素酸化物を低減するとしている。その性能を保持するために適正な運転管理や維持管理を確実に行うことはもとより、供用後も引続き最新技術の導入などを検討し、より一層大気汚染物質の排出低減に努めること。

また、発電に使用する各燃料の使用量は、製鉄所から供給される副生ガスのバランスに応じて変動するとしていることから、いかなる運転条件においても環境負荷の少ない操業に努めること。